

南加賀広域圏事務組合公告第 2 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）第 3 条第 1 項及び第 22 条第 1 項の規定により，平成 25 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表する。

平成 26 年 10 月 1 日

南加賀広域圏事務組合
管理者 和田 慎 司

1 資金不足比率

（「-%」は，資金の不足額がないことを示す。）

公設地方卸売市場事業特別会計

-%